

平成30年 第9回

# みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 平成30年9月10日（月曜日）

みなかみ町農業委員会事務局



次のとおり農地法第4条の規定による許可申請があったので、意見の決定を  
求める。

別紙記入事件、1件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・番号1、朗読説明）

以上、よろしく申し上げます。

議 長

それでは、〇の〇〇さん、担当委員さんの報告をお願いします。

17番委員

17番、内海美津江です。

この場所は、前回、全員で現地調査で出かけた〇地区の〇へ行く前に登って  
いった山林の中にある場所なんですけれども、今、平地でさえ耕作放棄地があ  
るときに山の中へ入っていくということで、耕作放棄地で荒れていて、今回山  
林にしたいということなんですけれども、お電話したり、何回か伺ったんです  
けれども、本人になかなか会えなくて、夜、9月7日に電話で話ができて、  
実行性、それから周りに及ぼす影響とか、いろいろお伺いしたところ、現在、  
松の倒木があるので、それを撤去して、その後植林する予定でいて、年度内  
には植林をする予定であるということをおっしゃっていましたので、実行性の確  
実かどうかとかいろいろな面において、特に問題はないのかなというふうには  
見ていましたけれども、皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいま内海委員より報告いただきました。

この案件について、質問、意見等ございましたら、挙手の上発言願ひます。  
いかがですか。

（「異議なし」の声）

よろしいでしょうか。それでは、許可とします。

続きまして、議案第33号農地法第5条の規定による許可申請について、事  
務局よりお願ひいたします。

事務局

3ページをお開きください。

議案第33号農地法第5条の規定による許可申請について。

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定  
を求める。

別紙記入事件、5件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・順次、朗読説明）

以上、よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございます。では、番号1、〇ですね。〇〇さん、〇〇さん、一  
般個人住宅を建築する案件。担当委員さん、お願ひいたします。

1番委員

1番、楠淵です。

これは、先ほどの事務局の説明と重複してしまいますが、皆さんに見ていた  
だいた除外申請で見ていただいた場所でございます。それと、隣接地は私が持

っているもんですから、立ち会いで何回か呼び出されているような形で一部重複しますが、当初は330㎡の、皆さんに見ていただいたときは330㎡だったんですが、266に面積を減らしましての申請です。あとは変わっていないと思っておりますので、皆さんのご審議お願いいたします。

議長

ありがとうございます。

この案件について、質問、意見等ございましたら挙手願います。

ありませんか。

(「異議なし」の声)

なければ、許可相当と決定します。よろしいでしょうか。

続きまして、番号2番、〇ですね。畑、〇〇さんという方ですが、〇〇さんが一般個人住宅を建てたいというものです。担当委員さん、お願いいたします。

2番委員

2番、櫻井孝司です。

場所は、〇の踏切から、〇という〇で、そしてそのところを〇のほうへ行ってから急な坂を上っていったところという感じで、〇のほうから来て、〇まで行くという場所です。場所はそんなところで、道路も傾斜しますけれども、土地もかなり傾斜しています。ですが、ここ268㎡で、ちょっと傾斜している感じがありますよね。持ち主は、前は〇〇という人のもので、亡くなって奥さんに名義が移って、奥さんが亡くなって、子供に相続されたという土地なものですから、結婚して、〇〇のほうでしたっけに出て行って、地元にいらないという状況の土地です。転用目的、住宅を建てるということで、建築設計図面とか、資金の面とか、書類、添付されたのを読みましたが、適当かと思われま。あとは、申請地、268㎡なので、ちょっと傾斜している分狭過ぎるかなという感じの土地であると思います。あとは、それより上の側は住宅がずっとつながってしまっていて、一部すぐ隣が畑で、その下の緑になっているところが畑なんですけれども、でも何ら問題はないのではないかと思います。ご審議のほどよろしく願います。

議長

ありがとうございます。櫻井委員より報告をいただきました。

この案件について、質問、意見等、挙手のうえ発言してください。

いかがでしょうか。ありませんか。

(「異議なし」の声)

なければ、許可相当と決定したいと思います。

続きまして、番号3番、〇、〇〇さん所有の畑ですね、一般個人住宅を〇〇さんが建てたい案件です。担当委員さん、お願いいたします。

2番委員

2番、櫻井です。

5条申請ということで、先ほどと同じなんですが、場所は今度は〇線のすぐそばで、〇がここですね、そして〇線がここにあって、それで〇の踏切というのがもう少し先にあって、ここに〇の踏切がある場所なんですけれども、それでその〇と〇線の間。それで、この〇〇さんという人、この場所なんですけれども、もと住んでいたところがここ、このところに住んでいたんだと思います。で、〇のほうへ引っ越した。その前は実家がここなんです。それで、長男もなく女の人なもので、結婚してここに住んでいたという感じで、〇に移ってしまっ

たので、耕作し切れないから住宅地として売りたいというところであると思います。このところ、住宅は〇〇さんの住宅で、そして、こことやはりここ2筆になっていまして、兄弟の人がもう片方は持っているという感じの土地で、前は耕作もしていたようなんですけれども、今現在は草ぼうぼうで、不耕作になっているという感じで、ここもそれこそ周り中住宅地で、この2枚だけが畑になっているような状況だと思われます。その下は〇〇所有の宅地になっていますんで。それで、この場合は、この土地を買って家を建てたいという人が〇〇さんなんですけれども、〇に住んでいまして、夫婦と子供2人ということで、新築してこちらへ移りたいということでした。そして、この場合も172㎡ということで、広過ぎることはけしてないと思われます。それで、農地としてもこの東側にあるだけです。ここも地主さんが、〇〇さんは、〇のほうへ住んでいまして、2枚とも不耕作になっています。以上なんですけれども、よろしくお願ひします。

議 長

ご苦労さまです。

今の件に質問、意見等ございましたら挙手を願ひます。

ありませんか。

(「異議なし」の声)

なければ、許可と決定します。

続きまして、番号4番、〇の畑ですね。一般住宅を〇〇さんが建てたいという案件。担当委員さん、お願ひいたします。

7番委員

7番、今井育男です。

先日、4日の日かな、行って、草をちょっと刈ったりしないと用地が見えなかつたりいろいろして、幾日か通ったんですけれども、用地、全部確認できなかったんですけれども、場所は、左のほうに見えるのが〇線で、その左が〇なんですけれども、〇から東のほうになりますけれども、90mぐらい。それで、そこは〇との境のところは崖なんです。昔、国鉄時代にそこへ線路があって、いろいろあったもので、うんとそこは面積が広がっているんですけれども、〇〇の関係ね。広がっているんですけれども。だから、その筆が1筆だったのを分筆して家を建てたりするような話で、それで分筆されているんですね。この地番、〇のほうは宅地のほうで、あと、茶色でこういうふうになっているところが〇になって、地主は、〇〇さんという人と〇〇さんという人は夫婦だったんですけれども、〇〇さんが亡くなったもんで相続で奥さんの〇〇さんがもらわれたような形なんですけれども、そして、借受人については、先ほど、〇〇さんて言ったんですけれども、事務局から言ったんですけれども、〇〇と読むんだそうです。それで、〇〇さんと〇〇さんは親子の関係で、〇のほうへ行っているだけけれども、こちらへ家を建てて住みたいということなんで、それで〇〇さんもいいよということで、こういう運びになったと言っていました。すぐ北側が道路が入って行って、そして、東側には〇〇さんという家があるんですけれども、その〇〇さんの家の屋根が雪が降ると、雪が落ちる地形なんで、それで図面を見させてもらったら、そのところは、雪が落ちて大丈夫のようにだけスペースをとって、それからなおかつ家を建てるのは西側へ寄せて、その戸を広くして使わせてもらうということで、〇〇さんという方なんですけれども、その方にも承諾をもらう、それで、裏の道路の反対側なんですけれども、

も、〇〇さんという人なんですけれども、その人とも行って話を聞いたんですけども、話はもらっていますということで、それで、西側と南側について、分筆の中でこの同じ〇〇さんの土地になっていますんで、別にこれという問題というのではないということになりました。よろしくご審議のほどお願いします。

議 長

ありがとうございます。

今の件について、質問、意見等ございましたら、挙手をお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。ありませんか。

(「異議なし」の声)

なければ、許可相当と決定します。

続きまして、番号5番、〇の畑。〇〇、作業ヤードとして使いたいという一時転用の案件です。担当委員さん、お願いいたします。

6番委員

6番の石坂達夫です。

2日に、〇〇さん、〇で退職された方です。今現在、〇に家を建てて住んでいます。で、うちのほうへ来て、田んぼを耕して、ことしも相当いい稲が実っています。今、この前、除外申請のときに、〇線の鉄塔が立つんで皆さんに寄ってもらったんですが、覚えていただいていますかね、〇のちょっと南に変電所があるんですね。その〇線から〇〇が電気を買い取って変電所へ送って、〇線に接続しているんですね。で、今、〇線も張りかえるとして、鉄塔が60mくらい高くなるということで、今まであった、3基あります。利根川を挟んで、圃場整備した〇〇さんの土地のほうへです。上から2番目の鉄塔の周りを一時転用させてくれというんで、送電線の張りかえの資材、そのヤードとして貸してほしいというのがこの申請です。で、〇〇さんのほうへ伺ったところ、面積もはっきりしていますし。メンテナンスの事務所の電話番号と〇〇さんという所長さんから電話をもらいました。間違いなく皆さんの許可が出れば、送電線、鉄塔、〇〇さんと伴いながらやりたいと。時期的にはここにうたってあるように、10月22日から12月28日までと、時間的には厳守しますという話でした。転用目的が一時転用で2カ月ぐらいということです。申請面積は本人に聞いたところ、〇㎡うちの〇㎡と、これは間違いはないかと言ったら、間違いはないですよ。刈り取りが済んだ後ということで、ここが上が第1工区、下が第2工区なんですけど、あそこの下に大型配水が入っているんですね。その北側の部分もちょうど〇㎡使わせてもらおうと。鉄塔の北側。それなんで、周辺の営農状況に対しての障害とか、また農作物というのはもう収穫しちゃって、ほとんど田んぼですんで、障害とかそういうものは出ないと思われます。ほかに懸案事項は見当たらないということで、皆さんに一応この説明をさせていただいて、慎重審議をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

議 長

ありがとうございます。

この案件に質問、意見等ございましたら挙手願います。

いかがでしょうか。ありませんか。

(「異議なし」の声)

なければ、許可相当と決定します。

続きまして、議案第34号農用地利用集積計画に対する意見決定について、

事務局よりお願いします。

事務局

6ページをお開きください。

議案第34号農用地利用集積計画に対する意見決定について。

次のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので、承認を求めます。

別紙記入事件、1件です。

次のページをお開きください。

農用地利用集積計画概要でございます。

畑は、賃貸借の通年、293㎡、合計293㎡です。貸し手は1戸、借り手は1戸でございます。設定期間は、畑、5年です。

8ページから総括表がございますので、ごらんいただくようお願いいたします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。

質問、意見等ございますか。

ありませんか。

(「異議なし」の声)

なければ、承認と決めます。

続きまして、議案第35号町営前中原土地改良事業換地計画の同意について、事務局よりお願いします。

事務局

9ページをお開きください。

議案第35号町営前中原土地改良事業換地計画の同意について。

次のとおり町営前中原土地改良事業について、土地改良法による換地計画を別添のとおり定め、土地改良法第96条の4で準用する同法第52条第8項の規定により農業委員会の同意を求められたので、承認を求めます。

別添の換地計画書をごらんください。

地区総計表、位置図、現形図、換地図が添付されています。地区総計表に従前の土地と換地または換地処分後の土地の筆数、面積等が記載されています。ごらんいただき、不明なことがございましたら、別室にて控えております町の担当者を入室させ、質問等にお答えします。

事務局からの説明は以上です。よろしく願いいたします。

議長

みなさんのところに換地計画書、ありますので。

事務局

すみません、場所の説明、概略を説明すると、町営の真沢の森という施設、この上になります。その行く途中の真沢地区というエリアのちょうど集落がちょっと手前に、ここに国道291、ここから登っていった集落のちょうど手前に広がる一団の農地。そこに国道17号で三国トンネルの工事が今されており、そこで発生した良質な土を処理するような形でここを、土地改良という形でしたということを担当から聞いております。エリアとすれば、この水色で括ったこのエリアがお手元の従前の換地計画図。大字で言うと、小川と大字月

夜野が混在しているというか、ちょうど大字境というところで。

議 長 私、現地を見てきたんですが、沢のところ、堰堤のようなだんだんの田んぼになったという状況です。

事務局 航空写真がちょっとどうしても土地改良する前の写真なものですから。

議 長 現在あるものは来年からは作付ができるというような状況になっています。何か意見ございますか。同意でよろしいですか。

(「異議なし」の声)

それでは、議事を終了していいですね。

閉 会 みなかみ町農業委員会職務代理高橋俊一閉会を宣す。

〔午後2時10分〕